

平成24年

第1回市議会（定例会）

会期3月2日～26日

会期中に、予算11件（原案可決）、

補正予算案7件（原案可決）、条例案11件（原案可決）、その他8件（原案可決）、人事2件の議案審議をしました。陳情1件は継続審査としました。

総務文教委員会に

付託された議案

●平成23年度大竹市一般会計

補正予算（第5号）

7億4,669万2千円増額

（給食センター整備に要する経費

8億4,877万円を含む）

Q 子ども手当の未申請の件数について問う。

A 9月までは対象者全員申請しており、10月以降は保護者数で35名の未申請者がいる。3月までに申請しないと遡っての受給ができないため、申請のお願いをしていきたい。

Q 妊産婦健康診査等支援助成金の減額要因、また、手続きが煩雑ではないか問う。

A 1回あたり2千円を助成しており、2月末の時点で、申請者数は126名、金額は290万円弱であるが、昨年度より出産が減っているようである。未申請者には通知などを考えている。手続きは、出産時の領収書の写しで確認している。

●大竹市社会教育施設

運営審議会条例の

一部改正について

Q 審議会のメンバー構成及び開催事例について問う。

A 現条例において、構成員は、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から20人以上で組織する。条例制定から10年以上経つが、審議会を開いたことはない。公民館など各施設の事業の企画や実施について、教育委員会の諮問に依じて開催される。

●大竹市暴力団排除条例の

制定について

Q 大竹市における現状、市の役割、市民への周知について問う。

A 暴力団の組事務所はないが、所属している者が2名いると警察から聞いている。

条例の制定理由は、暴力団を排除することが目的であるが、そのためには、市民、市、事業者の役割を明確にして認識し、みんなで排除するという機運、姿勢を示す必要がある。「暴力団を恐れない。資金を提供しない。利用しない。」という『3ない活動』の基本理念を条例に定めており、広報やホームページ、チラシなどで市民の方に周知し、理解を得たいと考えている。

●大竹市マロンの里

指定管理者の指定について

Q 栗谷の地域を後押しできるようなアイデアがないか問う。

A 美和産直市などで事業をしている情報をJA佐伯中央に提供しながら、意見交換し盛り上げていきたい。

Q 完成して10年以上経つ。制約もあるかもしれないが、施設の売却を考えたことはないか問う。

A 毎年指定管理をJAにお願いしているが、売却という視点については、今後の研究課題としたい。

その他付託された議案

●大竹市手数料条例の

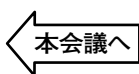
一部改正について

●大竹市火災予防条例の

一部改正について

●大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

※採決の結果、原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決

生活環境委員会に 付託された議案

●大竹市公共交通活性化 基金条例の制定について

Q 基金がどの程度持つのか公共交通に関わる総額について問う。

(基金積立金 1億5百万円)

A 幹線交通のこいこいバスと現在運行中の支線交通、さらに今後の新たな支線交通を想定した経費から、それぞれの運賃収入を見込み、年間約2千5百万円程度必要と考える。その財源として、5年間基金から年2千万円ずつ取り崩しを考えている。

Q 基金は5年間ということであるが、今後の積み立てについて問う。

A 安定的な運営のために乗車率を上げることと合わせ、再編交付金を活用した基金の積み増しも検討していく。

Q 公共交通の全体計画を示し整備を行うべきと思うが考えを問う。



こいこいバス

A 行政が計画整備を行えば、住民に必要なものでも整備される場合もある。バスがいいのか、乗り合い型タクシーがいいのかなどを地区住民と一緒に検討していきたいと考える。

Q 幹線交通を大竹駅より延長を行わない理由について問う。

A 利用の多いJR玖波駅から大竹駅を結ぶルートを幹線交通と位置づけている。これを延長した場合経費が増加し継続が難しくなる。幹線交通の延長は行わず、支線交通でつなげる方法で進めて行きたい。

●大竹市墓地等の 経営の許可等に関する 条例の制定について

Q 経営許可を受ける場合、事前に周知義務が必要となる周辺住民について問う。

A 周知義務対象者を規則で決める予定である。また、墓地等の設置に関しては、規定の範囲内の住民については同意書をもらう予定である。

Q 経営者が条例に違反した場合、許可の取り消しもあるが、既に墓が建っている場合について問う。

A 経営者の適格性を見極めるべきだが、条例施行以前からの経営に関しては、立入等を行い指導していく。

●大竹市税条例の一部改正について

Q 平成26年度からの個人市民税の均等割の加算は、防災施策への財源確保の目的税であるのか問う。

A 加算額で年間6百万円程度の財源が確保できる。目的税になるかは現時点では情報がない。

●大竹市介護保険条例の 一部改正について

Q 保険料値上げにより、どんなサービス提供を受けられるのか問う。

A 小規模の地域密着型特別養護老人ホームを29床、ショートステイを10床、24時間対応の定期巡回随時対応サービスを50人計画している。

Q 保険料値上げの原因を問う。

A 高齢者人口の増加とともにサービスの需要も高くなっている。アンケートを勘案しながら、こういうサービス量が必要であろうと導いた数字である。

●大竹市営住宅管理条例及び大竹市 特定公共賃貸住宅管理条例の 一部改正について

Q 規定する高齢者の定義、想定している指定管理者について問う。

A 60歳以上を定義している。指定管理者については、県内に支店、営業所を持った、同規模の公営住宅の指定管理を行ったことのある者を想定している。

Q 指定管理者に移行する場合の、家賃滞納者への徴収について問う。

A 家賃の徴収事務は指定管理者に移行する。滞納への法的措置は市が行う。

●町及び字の区域の変更について

Q 小方ヶ丘に決定した理由、その他の候補状況について問う。

A 公募有効数107件、小方、大願寺がつくものが多くあった。小方小・中が移転されるため小方の名前を残したいことから決定した。



小方20号線 (H24.4.4撮影)

●大竹市社会福祉生業資金 貸付条例の廃止について

Q なぜ、来年度予算に貸付金が計上されているのか考えを問う。

A 条例が可決されれば、予算は執行しない。

●市道路の廃止及び認定について (玖波36号線・玖波39号線)

Q 今回、市道として認定しようとする道路の中で、今から道路を作る部分の完成予定について問う。



A 社会資本整備総合交付金の道路事業として平成24年度、25年度の交付金を要望していきたい。

●平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)

3億757万2千円増額

Q 7千万円を契約時に受けているが、その後の残金について問う。

A 残り8割の残金については、確定測量後、3月中には納めてもらう。

その他付託された議案

●平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

4,884万4千円増額

●平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)

1,243万3千円増額

●平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

174万7千円増額

●平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託 特別会計補正予算(第1号)

118万円増額

●平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

61万円増額

●合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について

●広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

※採決の結果、原案のとおり可決



●大竹市介護保険条例の 一部改正について

【反対討論】

○「委員会でも質疑し、本会議でも繰り返し説明を求めたが、値上げの根拠がいまいで、市民に説明ができない。」

【賛成討論】

○「介護報酬や認定者の増加、新規サービスの追加、施設整備などの予定を踏まえた今後のニーズへの対応であり、サービスの充実、拡大で、高齢化社会に対応した施策である。」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決